

産婦健康診査が始まります

令和6年1月1日以降に出産された方を対象に産婦健康診査の助成を開始します。県内で受診される方は妊娠届時に交付している産婦健康診査受診票（オレンジ色の帯）を使って受診してください。



※県外で受診される方は子育て世代包括支援センター（健康推進課内）にて事前申請が必要となります。必要な書類を受け取ってから受診してください。詳細は子育て世代包括支援センター（健康推進課内）まで問い合わせください。

1歳6カ月児フッ素塗布について

本市では、1歳6カ月児健診対象者に無料でフッ素塗布事業を実施しています。（対象のお子さんには個別に通知しています。）フッ素には歯を強くする働きがあり、むし歯予防に効果があります。それに併せて、ジュースなどの甘い物を控える、寝る前に仕上げみがきをするなどの生活習慣を整え、むし歯を予防しましょう。

- 対象者によって有効期限が異なります。実施期限内に受診してください。
- 受診の際は、事前に指定歯科医療機関へ診察時間などを確認し、案内に同封している「受診票」に必要事項を記入の上、持参してください。
- 受診前には必ず「歯みがき」をしてください。



●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業が始まります

本市では低所得の妊婦さんに対して経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊娠期を過ごせるように初回産科受診料の費用助成を開始します。

1万円を上限とし、令和5年4月1日以降に受診した妊娠判定に要する診察・検査の診療費にかかる費用が対象となります。複数回受診した場合は最後の受診が対象となります。（※保険診療での診察および検査は助成対象外になります）



【対象者】

- 次のすべてを満たす方
- ① 令和5年4月1日以降の初回産科受診（妊娠判定）日において本市に住民登録のある方
 - ② 市民税非課税世帯または同等の所得水準であると認められる方
 - ③ 医療機関などの関係機関と必要に応じて、支援に必要な情報共有することに同意した方
- 詳細は子育て世代包括支援センター（健康推進課内）に問い合わせください。

妊娠・出産・子育てに関する相談

子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てなどについて助産師・保健師・栄養士による相談を実施しています。気軽に相談してください。予約制となっていますので、事前に日時を連絡してください。



◆助産師相談

<対象者> 妊産婦および新生児や乳児、幼児の保護者

<日時>	1月	4日(木)	11日(木)	15日(月)	25日(木)
	2月	1日(木)	5日(月)	15日(木)	19日(月)
	3月	4日(月)	11日(月)	21日(木)	25日(月)

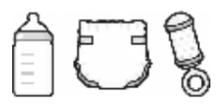
※日程は変更となる場合があります。

<時間> ①午前9時 ②午前10時 ③午前11時 ④午後1時 ⑤午後2時 ⑥午後3時

<実施場所> 子育て世代包括支援センター（健康推進課内）

- <内容> ○妊娠期の生活について ○出産や産後に向けての準備
○乳児の身体計測 ○授乳方法の指導

<費用> 無料



◆保健師・栄養士による相談

<日程> 随時

<実施場所> 子育て世代包括支援センター（健康推進課内）

- <内容> ○妊産婦相談 ○育児相談 ○乳幼児の身体計測
○離乳食相談 ○幼児の栄養相談

<費用> 無料

●問い合わせ・予約先 子育て世代包括支援センター（健康推進課内）☎22-2268 FAX22-2245

人権とぴっくす

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。県内で182名、市内で9名おり、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け問題解決の手伝いをしたり、また人権侵害の被害者を救済したり地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえる啓発活動を行っています。

本市の人権相談は、西麻植会館、吉野川市交流センター、山川地域総合センター、美郷支所のいずれかの会場で月1回午後1時30分から4時まで受付けています。（詳しくは人権課にお問い合わせるか、「広報よしのがわ」32ページをご覧ください）また、みんなの人権110番（☎0570-003110）は、いじめ、差別、虐待、セクハラなどさまざまな人権問題についての相談電話です。相談は無料で、秘密は厳守しますので、ひとりで悩まず早めに電話してください。さらに、小中学生対象の手紙に

よる人権相談「子どもの人権SOSミニレター」も実施しています。現在、全国初となる高校生まで拡大しています。人権意識を高めるためさまざまな啓発広報活動を行っています。小学校での「人権の花運動」は、花を育てることを通じ、命の大切さ、思いやる心を育みます。また、育てた花の写生大会も実施します。人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～12月10日）に市内量販店にて啓発リーフレットなどを配布し、人権尊重の大切さを呼びかけています。

日常生活の中で、「これは人権問題では？」どこに相談すればいいのか？などと、お悩みのときには、人権擁護委員にお気軽に相談してください。



2023年6月に開催された五九郎まつりパレードの様子

人権課 問い合わせ

☎22-2222
FAX22-2260